

議 案 第 26 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成22年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額並びに期末手当
及び勤勉手当の支給割合を引き下げするため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第20条の3まで」の次に「及び附則第3項第3号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改め、同条第4項中「次項」の次に「及び附則第3項第3号」を加える。

第20条の4第1項中「この条」の次に「及び附則第3項第4号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第3項第4号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第14条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職

員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「俸給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条の4第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつ

ては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第14条の2第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第14条の2第1項 前各号に定める額

イ 第14条の2第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額
に100分の80を乗じて得た額

ウ 第14条の2第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第14条の2第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

俸給表	職務の級
行政職俸給表	6級
医療職俸給表(二)	6級
医療職俸給表(三)	6級
教育職俸給表	4級

附則に次の3項を加える。

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特

定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条第1項及び第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

6 附則第3項の規定が適用される間、第20条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第3から別表第5までを次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第6項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次項において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の者（医療職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。） 100分の99.83

附則第7項中「平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「（松戸市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年度減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の者 100分の99.83

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の2第1項から第3項まで若しくは第6項、第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の条例附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第38号）附則第6項及び第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは当該日のうち市長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、俸給の調整額、初任給調整手当、扶養

手当、地域手当、住居手当及び松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から68号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から16号俸まで
	6級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から12号俸まで
医療職俸給表（三）	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から8号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から24号俸まで

- (2) 平成22年6月1日に減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の条例附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 松戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 10 給与条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第10条の規定の適用については、同条中「第19条」とあるのは「附則第5項」とする。